

育成医療が適用される医療等一覧表 ① (18歳未満)

種別	疾病区分	疾病名	認定基準
視覚障がい		眼球癒着、眼瞼欠損、眼瞼内反症、眼瞼外反症、	眼球損傷のおそれのあるものを対象とする。
		眼瞼下垂症、斜視、睫毛内反症、網膜硝子体出血、下斜筋過動症	症状が高度で視覚障害が現存するか、放置することにより、視覚障害を残すと認められるものを対象とする。
		角膜白斑	角膜疾患で角膜白斑をまねくおそれのあるものを含む。
		瞳孔閉鎖症	虹彩毛様体疾患で瞳孔閉鎖症をまねくおそれのあるものを含む。
		白内障、緑内障、牛眼、網膜剥離	
		未熟児網膜症	光凝固治療による通院も対象とする。
		その他の疾患による視覚障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
聴覚・平衡機能障がい		外耳奇形(外耳道閉鎖)、内耳奇形、中耳炎後遺症、慢性中耳炎、滲出性中耳炎	難聴を伴い、治療により聴力回復の見込みのあるものを対象とする。 人工内耳埋め込み術も対象とする。
		真珠腫性中耳炎	
		耳硬化症	聴力回復の見込みのあるものを対象とする。
		小耳症、耳介奇形	耳介形成術等は、聴力障害があり、治療により聴力回復の見込みのあるものを対象とする。 眼鏡、マスク等の装着不可能、醜形などの理由による手術は対象外とする。
		その他の疾患による聴覚・平衡機能障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
肢体不自由	先天性疾患による肢体不自由	先天性股関節脱臼、先天性内反足、先天性外反足、斜頸、X脚、O脚	ギプス固定、牽引療法のみの場合も対象とする。 補装具等による通院治療のみの場合も対象とする。
		指趾奇形、合指（趾）症、多指（趾）症、絞扼輪、その他の先天性疾患による肢体不自由	機能障害（歩行障害等）があるものを対象とする。
	中枢神経の疾患による肢体不自由	水頭症	シャント手術（シャント入替え、再建、チューブ延長、ドレナージ等）も対象とする。
		脊髄髄膜瘤（二分頭蓋、脳瘤）、脊椎破裂（二分脊椎）、脳性麻痺、分娩麻痺、末梢性麻痺	硬膜外血腫、硬膜下水腫、頭蓋内出血（脳出血）の治療については、後遺障害としての肢体不自由の改善や予防のための治療は対象とする。 知的障害、痙攣のみは、対象外とする。 理学療法による通院のみの場合でも、対象とする。
		脳動静脈奇形	現在又は将来、脳出血、クモ膜下出血が発生し、障害を残すと考えられるものを対象とする。
		その他の中枢神経の疾患による肢体不自由	頭蓋骨縫合早期癒合症（三角頭蓋も含む）
	外傷性疾患による肢体不自由	変形治癒骨折、拘縮、不良肢位強直、偽関節、弾撥膝	
		熱傷	拘縮等の機能障害を来した場合を対象とする。
		その他の外傷性二次性肢体不自由	骨折、半月板損傷は対象外とする。
	骨疾患による肢体不自由	クル病、病的骨折、脊椎彎曲（脊椎側彎症）	
		ペルテス病	補装具による牽引又は安静牽引のみでも対象とする。
		その他の骨疾患による肢体不自由	
	関節疾患による肢体不自由	関節炎、不良肢位強直、病的脱臼及びび動揺関節、大腿骨頭すべり症	
		拘縮	大腿四頭筋拘縮
		その他の関節疾患による肢体不自由	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる程度の身体上の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合は対象とする。
	他疾患による肢体不自由	その他の疾患による肢体不自由	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる程度の身体上の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合は対象とする。

## 育成医療が適用される医療等一覧表 ② (18歳未満)

種別	疾病区分	疾病名	認定基準
そしゃく機能障がい 音声、言語	音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂、口唇口蓋裂、口唇蓋裂、巨口症	音声・言語・そしゃく機能障害、哺乳障害があり治療により改善が見込まれるもの。醜形のみを理由とする手術は対象外とする。
		その他の疾患による音声・言語・そしゃく機能障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
じん臓機能障がい		慢性腎炎、腎不全 その他の疾患による腎臓障害	透析療法又は腎移植手術を行うものを対象とする。 腎移植以外の手術は、その他の先天性内臓障害で対象とする。
心臓機能障がい		心室中隔欠損症(VSD)、心房中隔欠損症(ASD)、動脈管開存症、心内膜欠損症、大血管転位症、肺動脈狭窄(PS)、肺静脈還流異常、大動脈縮窄症、三尖弁狭窄症、大動脈弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、肺動脈弁狭窄症、刺激伝導系疾患、総動脈幹症、大動脈弁閉鎖不全症、大動脈狭窄症、肺動脈閉鎖、ファロー四徴症、心臓移植、その他の疾患による心臓の障害	手術により、将来生活能力を得る見込みのあるものに限る。 ペースメーカーの埋め込み、交換も対象とする。 埋め込み型除細動器も対象とする。 内科的治療のみのものは対象外とする。 経皮的冠動脈形成術、血栓切除術、ステント留置術、ボタロ管カテーテル閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術（カテーテルアブレーション）も対象とする。
免疫機能障がい		HIV感染症	
肝臓機能障がい		胆道閉鎖症、アラジール症候群、肝硬変	内科的治療に関しては、（認定基準を満たす場合）小児慢性特定疾患の対象とする。
		劇症肝炎、その他肝臓機能障害	
小腸その他の内臓機能障がい	呼吸機能障害	気道（気管）狭窄	
		気管（支）軟化症	気管切開も段階的治療の一部として対象とする。
		扁桃腺肥大、アデノイド増殖症	重度の呼吸障害がある場合を対象とする。
		その他の疾患による呼吸器疾患	
	膀胱機能障害	ぼうこう外反症、ぼうこう奇形、その他の疾患によるぼうこう機能障害	
	直腸機能障害	鎖肛	人工肛門造設及び閉鎖術も対象とする。排便コントロール、排便トレーニング、ストマ（人工肛門）ケアのための通院も対象とする。
		直腸瘻、その他の疾患による直腸機能障害	
	小腸	小腸機能障害	中心静脈栄養療法及びこれに伴う治療も対象とする。
	先天性消化器系機能障害	食道閉鎖	内視鏡的プジー施行のみは対象としない。
		肥厚性幽門狭窄、十二指腸閉鎖、腸閉鎖	
		巨大結腸症(ヒルシュスブルング病)	人工肛門造設及び閉鎖術も対象とする。排便トレーニング、ストマ（人工肛門）ケアのための通院も対象とする。
		腸回転異常、横隔膜ヘルニア	
胆道閉鎖症、胆道拡張症(総胆管嚢腫)		先天性に限る。内科的治療のみの場合、小児慢性特定疾患の対象となる場合がある。	
その他の先天性消化器系機能障害	メックル憩室		
先天性腎・泌尿器障害	水腎症	育成医療と併せて、「両側性で腎機能低下の場合」又は「泌尿器科的手術が必要な場合」は、小児慢性特定疾患の対象となる場合があるので紹介する。	
	尿道下裂、尿道閉鎖、膀胱尿管逆流症(VUR)		
	その他の腎・泌尿器系機能障害	「機能障害の状況」が繰り返す尿路感染でも対象とする。尿管瘻は「機能障害の状況」が繰り返す尿路感染で対象とする。	
その他の疾患による先天性内臓機能障害	停留精巣(睪丸)	造精機能障害、妊孕性の障害があるもののみ対象とする。	
	その他の先天性内臓機能障害	卵巣疾患等	